



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 アズワン株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 井内 卓嗣  
 (コード番号 7476 東証第1部)  
 問合せ先 常務取締役コーポレート本部長 小野 元孝  
 (TEL. 06 - 6447 - 1210)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するとともに、一部号数の繰下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条（取締役の責任免除）第2項及び第39条（監査役の責任免除）第2項の一部を変更するものであります。  
 なお、定款第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更内容

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第2条 (現行どおり)
(1)～(8) (条文省略) (新 設)	(1)～(8) (現行どおり)
(9)～(28) (条文省略) (新 設) (新 設)	(9) <u>医薬品、試薬及び医薬部外品の販売及び輸出入</u> (10)～(29) (現行どおり)
(29)～(33) (条文省略)	(30) <u>試験研究用生物（主に魚類）・植物全般の販売及び輸出入</u> (31) <u>試験研究用生物（主に魚類）・植物全般の取扱いに要する各種機器、器具、用品の製造、販売及び輸出入</u> (32)～(36) (現行どおり)

<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日  
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以 上